

2014
9 月号
第463号

広報
かざまうら
KAZAMAURA

村の花鳥木



発行 風間浦村役場
編集 総務課
HPアドレス <http://www.kazamaura.jp/>
印刷所 協同印刷工業株式会社



風間浦村成人式

►今月の内容◀

- 2~5 風間浦村成人式
6 納貯連定期総会／風間浦・榎法華子ども交流事業
7~11 新設風間浦小学校建設工事スタート
12~14 お知らせ
15 年金だより
16 社協だより
17 健康だより
18 はじめまして／救急の日／戸籍の窓

►村民憲章◀

- 1、わたくしたちは、きまりを守り、親切で明るい村をつくります。
- 1、わたくしたちは、仕事に喜びをもち、豊かな村をつくります。
- 1、わたくしたちは、青少年に希望を老人に生きがいを、そして心のあたたかい村をつくります。
- 1、わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しい村をつくります。
- 1、わたくしたちは、常に知識を求め、スポーツに親しみ、楽しい村をつくります。

平成26年度風間浦村成人式

新成人23名が出席し盛大に開催



式辞を述べる飯田村長



二十歳の誓いを述べる大野富士城さんと富岡七海さん

風間浦村成人式が、8月14日、風間浦中学校において開催されました。新成人対象者24人中、23人が出席しました。式典では、飯田浩一村長の式辞、続いて横浜力県議会議員、蛸島敏春村議会議長、の祝辞がありました。

次に、大野富士城さん、富岡七海さんが「大人になつたという自覚を持ち、責任のある行動と社会のため貢献し、お世話になつた人達に恥じないよう日々の生活を送つていきたいと思います。」と二十歳の誓いを述べました。

次に、飯田村長から古谷俊汰さん

に記念品が贈られました。
最後に富岡優斗さんが、「人の心が温かく、皆に誇れる村に生まれ、家族や周りの方々に支えられながら、本日、無事に成人式を迎えることができました。
人として正しい道をしっかりと歩みながら、社会に少しでも貢献していきたいと思います。」と謝辞を述べました。

式典後、風間浦村成人式実行委員会主催による懇親会が、米谷慎太郎さん、横浜勇太さんの司会進行で開催されました。
佐賀教育委員会委員長の挨拶と乾杯で始まり、風間浦中学校在籍時の恩師である澤田夏子先生（現・関根中学校、稻寺隆司先生（現・むつ中学校）から挨拶をいただき、次に自己紹介、カラオケが行われました。
最後に、大見尚斗さんの閉会のこ**とば**で盛況のうちに終了いたしました。



新成人を代表して謝辞を述べる富岡優斗さん



新成人を代表して飯田村長から記念品を受け取る古谷俊汰さん



大勢の来賓に囲まれ式典に臨む新成人（中央）

- ①責任を感じる
②行かない（関心がない）
③大きな改革が必要
④村民の幸せ第一
⑤自衛官



さいとう 齊藤 和真

- ①責任を感じる
②必ず投票に行く
③期待できない
④村民の幸せ第一
⑤漁師



おおがや 扇谷 亮

新成人アンケート

■下風呂地区■

※①から③は選択式、④から⑥は自由記入。ただし未記入の項目については、掲載しておりません。
(村選挙管理委員会実施)

②①二十歳になつた（なれ）感想は？
どうしますか？
③今の政治に望むことは？
④このからの風間浦村に望むことは？
⑤あなたへの将来の夢は？
⑥成人を迎えるにあたって思うことは？

- ①実感がない
②必ず投票に行く
③大きな改革が必要
④人口増加
⑤決まってません



さとう いくみ 育実

- ①責任を感じる
②選挙の種類により投票に行く
③大きな改革が必要
④ゴミ袋が使いづらい
⑤プリンセス♡



いわつか 岩塚 理子



いわつか 岩塚 啓

- ①実感がない
②必ず投票に行く
③大きな改革が必要
④みんなが長生きすること
⑤2年後およめさん♡



むらかみ 村上 優奈

- ①責任を感じる
②選挙の種類により投票に行く
③今今までいい
④災害にしっかりと向き合ってほしい
⑤システムエンジニア



はちのへ 八戸 優心

- ①実感がない
②必ず投票に行く
③期待できない



きのした 木下 勇人

■桑畠地区■

- ⑤技術士
③今までいい
②投票に行く
①実感がない

はまべ こうへい
浜邊 康平

■易国間地区■



仲間との再会に笑顔

- ①実感がない
②投票に行く
③今までいい
④観光を入れる
⑤安定した生活

よね や しんたろう
米谷慎太郎

- ①実感がない
②投票に行く
③今までいい
④活性化
⑤安定した生活

ふる や しゅんたろう
古谷 俊太

- ①責任を感じる
②選挙の種類により投票に行く
③大きな改革が必要
④若いうちが戻つてこれる職場がほしい
⑤設計士

ひろ や ゆうすけ
廣谷 祐輔

- ⑤競輪選手
③今までいい
④観光を入れる
⑤安定した生活

おお の ふじしろ
大野富士城

■蛇浦地区■



- ①責任を感じる
②投票に行く
③期待できない
④ふるさと納税
⑤介護関係の職につきたい

いけだ るみ
池田 瑞美

- ①実感がない
②投票に行く
③期待できない
④子どもたちと地域の方が一体となつた活動をこれからも続けてほしい

くどう かずま
工藤 一馬

- ⑤作業療法士

かめ や ゆうき
亀谷 祐生

- ①実感がない
②投票に行く
③今までいい
④活性化
⑤ネットビジネスの社長になり、幸せになること

おお み なおと
大見 尚斗



懇親会でお祝いを述べる澤田夏子先生



挨拶を述べる稻寺隆司先生



①実感がない
②必ず投票に行く
③今までいい
④観光業に重点を置いてほしい
⑤結婚
⑥人口減少、高齢者増加が進むと思うが、先を見越した政治を！
⑦夢と目標は違う。ここで問われているのは、どちらなのか？
⑧大きな改革が必要
⑨行政と住民の協力した地域振興、従来の観光資源や体制にとらわれない改革

とみおか ゆうと
富岡 優斗しばがき ともひろ
柴垣 友宏

①実感がない
②必ず投票に行く
③今までいい
④経済の活性化
⑤料理人
⑥お嫁さん♡

きのした れな
木下 玲奈

①実感がない
②必ず投票に行く
③今までいい
④大きな改革が必要
⑤バリバリ稼いで、幸せな家庭を築く。

よこはま ゆうた
横浜 勇大

①実感がない
②必ず投票に行く
③大きな改革が必要
④若い人が戻ってくるような、魅力ある村になつてほしい
⑤バリバリ稼いで、幸せな家庭を築く。

ねとないとしき
根戸内利輝

笑顔で再会

①実感がない
②必ず投票に行く
③大きな改革が必要
④若い人が戻ってくるような、魅力ある村になつてほしい
⑤バリバリ稼いで、幸せな家庭を築く。

とみおか ななみ
富岡 七海



高橋宗隆氏功績者表彰を受賞

第66回青森県納税貯蓄組合連合会定期総会が7月4日青森市文化会館で開催され、風間浦村納税貯蓄組合納税貯蓄組合功績者表彰を受賞されました。

第66回 青森県納税貯蓄組合連合会定期総会開催

平成26年度 風間浦村納税貯蓄組合連合会定期総会開催 功績者表彰を名を表す

〈税務功労者表彰〉（敬省略）

○古川アヤ
○飯田捷也
○酢谷智子

7月15日、風間浦村中央公民館において、平成26年度風間浦村納税貯蓄組合連合会定期総が開催されました。

はじめに村税務行政の運営に寄与された方々への功労者表彰が行われました。次に皆野俊雄納税貯蓄組合連合会長のあいさつ、飯田浩一風間浦村長からの謝辞があり、続いてむつ税務署長代理の佐藤総務課長、上館下北地域県民局県税部長からの祝辞が述べられました。

議事に移り、平成25年度の納税収納報告、業務報告、会計監査報告、収支決算、平成26年度の事業計画（案）、収支予算（案）等のすべての議案が承認され、総会を終了しました。

仲間同士で工夫して、できあがったカレーはとてもおいしかったようで、素敵な笑顔でカレーライスを頬張っていました。

二日目は、活イカ備蓄センターで

8月7日～8日、当村において第23回風間浦・榎法華子ども交流会が開催されました。

この交流会は友好村であつた風間浦村と旧榎法華村（現在の函館市榎法華地区）の子どもたちが交流をとおして友情を深め、お互いの地域について知ることを目的として開催されています。

今年度は、当村から16人、榎法華地区から10人の子どもの参加がありました。

初めに開会式が行われ、下風呂小6年の岩塚寧音さんより「榎法華と風間浦のみんなが一つの仲間となつて楽しい交流会にしたいです。」と出会いのことばが述べられました。

交流活動の「野外炊事のカレーライス」づくりでは、調理場で食材を切り、炊事場でまきを燃やし、仲間と一緒に協力しながら取り組みました。



交流会参加者で記念撮影

第23回 風間浦・榎法華 子ども交流会

力をみんなでおいしく食べました。そして、易国間小六年の山田歩佳さんの司会により閉会式が行われ、同小6年の林翔くんよりお別れのことばが述べられました。

子供たちは、来年、榎法華で行われる交流会での再会を約束しました。

・新設風間浦小学校建設工事がスタート

本体工事は11億2千2百万円で落札、

本体工事費の村負担（一般財源）は、8百万円を見込む

風間浦村の3小学校（下風呂小学校・易国間小学校・蛇浦小学校）を統合し、平成28年4月の新設小学校の開校を目指し、校舎建設の工事がスタートしました。

本体関連事業は、本体工事費11億2千2百万円、設計委託料6千2百万円、施工監理委託料2千5百万円、その他関連事業は、テニスコート等解体工事費8百万円、外構整備工事費3千8百万円、用地測量・設計委託料6百万円を見込んでおり、風間浦小学校建設に係る総事業費は、総額で12億6千1百万円となります。

総事業費の財源は、国からの補助金（国庫支出金）が5億8千6百万円、地方債（過疎債）が6億5千8百万円となり、建設時の村負担（一般財源）は1千7百万円となる見込みです。

この地方債（過疎債）は、元利償還金の70%が普通交付税で措置され、実質的な村負担は1億9千8百万円となります。

（総事業費には、備品整備に係る費用や校歌・校旗・校章の制定に係る費用等は含まれていません。また、事業費は来年度実施の事業等もあり現段階での見込み額となっております。）

完成予想図



◆新設風間浦小学校

新設小学校は、風間浦中学校と風間浦保育所の間（テニスコート付近）に建設し、中学校と渡り廊下で繋ぎ、一部特別教室の共用や教員の相互乗り入れ等により小・中連携教育の推進を図ります。

構造は、耐震に優れた鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造で校舎棟と体育館棟を一体化したコンパクトな設計となっており、暖房費を中心としたランニングコストの低減、外壁面積を縮小し、構造躯体を供用することでイニシャルコストの低減を図りました。

また、環境にやさしい学校とするため、太陽光発電施設を整備し、環境・エネルギー教育への活用を図ります。

さらに、災害時には児童や地域住民の緊急避難所となることから、防災備品庫、自家発電設備、専用井戸も合わせて整備します。

玄関（東）側



◆施設概要

建築面積 4,027m²（校舎2,970m²・体育館930m²・地域連携施設127m²）

1階 校舎 379m² 体育館930m² 地域連携施設127m²

2階 校舎1,471m²（校舎1,366m²・渡り廊下105m²）

3階 校舎1,120m²

主要諸室 1階 屋内運動場・地域連携施設・備蓄倉庫・機械室

2階 職員室・校長室・保健室・

普通教室（1年・2年）・特別支援教室

図工室・視聴覚室・コンピュータ室

3階 普通教室（3年～6年）・理科室・図書室・家庭科室・児童会室

グラウンド側



体育館内部



★設計に皆さんの声を反映

施設の規模や配置にあたっては、村議会の「風間浦小学校建設に係る特別委員会」での審査、「風間浦小学校建設検討委員会」（地域住民代表・保護者代表・学校代表・行政代表）の答申、学校現場の声を集め設計に反映しました。

◆学校施設整備計画の公表について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律第12条第4項に基づき、施設整備計画をホームページで公表しています。

・多目的グラウンド整備工事もスタート

工費費は1億2千6百万円で落札

工事費に係る村負担（一般財源）は、ほとんどありません。

表層材の飛散等により早急な改修が必要となっている既存の風間浦中学校のグラウンドを、小・中学校さらには広く村民が活用できるよう多目的グラウンドとして整備します。

事業費は、工事費1億2千6百万円、設計・施工監理委託料3百万円、総額では1億2千9百万円を見込んでいます。

事業費の財源は、ほとんどが地方債（過疎債）で1億2千8百万円となり、建設時の村負担（一般財源）は1百万円程度となる見込みです。

この地方債は小学校新設事業と同様の過疎債であり、元利償還金の70%が普通交付税で措置され、実質的な村負担は30%で3千8百万円となります。

◆多目的グラウンド

インフィールド部分は天然芝舗装（ヘリコプター離着陸可能）、走路の外周部分は全天候舗装とし、表層材の飛散が問題となるクレイ舗装部分（走路・野球用内野）を最小限に留めるとともに、散水栓の整備も実施します。

また、小学校の新設工事に伴い解体されるゲートボール場については、インフィールド内に2面のスペースを確保します。

◆施設の概要

- ・インフィールド＝天然芝舗装
- ・ゲートボールスペース＝天然芝舗装
- ・400m走路＝クレイ舗装（6レーン）
- ・走路外周＝全天候舗装（1レーン）
- ・100m走路＝全天候舗装（2レーン）
- ・野球スペース＝内野部分をクレイ舗装

風間浦中学校グラウンドの現況（表層材が飛散し砂利が露出）



風間浦小学校新設工事と多目的グラウンド整備工事 事業費は合計で13億9千万円

◆村の財政負担

★整備時の村負担（一般財源）は1千8百万円

★過疎債（実質的負担分）2億3千6百万円を12年間で返済

過疎債の仕組み

風間浦小学校の新設関連事業・多目的グラウンド整備事業では、財源として国庫負担金5億8千6百万円の他に、過疎債7億8千6百万円を借入する予定となっています。

過疎債は償還金（元金と利子）のうち70%が普通交付税で措置される有利な地方債です。交付税措置により、村の実質的な負担は、過疎債の30%で2億3千6百万円となります。過疎債は、12年間（うち据え置き期間3年）で償還（返済）しなければなりません。過疎債7億8千6百万円の年平均償還額（元金と利子）は、6千9百万円となります。償還金の実質的な村負担は30%となり、年平均の負担は2千1百万円を見込んでいます。

地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会计年度を越えて行われるものといい、学校や道路、大型施設など、主に後世にわたって使用するものを建設するための長期借入金で、次のような機能を持っています。

1. 財政支出と財政収入の年度間調整（財政負担の平準化）

2. 住民負担の世代間の公平のための調整

（将来、便益を受ける後世代の住民と現世代の住民との負担を分かつことを可能とする）

3. 一般財源の補完（一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保）

★周辺を通行する皆様へ

風間浦小学校新設工事及び多目的グラウンド整備工事がスタートしました。

工事車両の通行や騒音等でご迷惑をおかけしますが、新設小学校の誕生に向けて、ご理解とご協力を願いいたします。

お知らせ

～information～

障害者相談支援事業をご活用ください。

村では、障害者相談支援事業を実施。障害のある方が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、個別に下記のような相談をお受けします。

- 障害者福祉サービスを利用するはどうしたらいいの？
- 将来のことを考えると生活のことなど不安？
- 仕事をしたいけど、どうやって探せばいいの？

どのような人が利用できるの？

村内にお住まいの、障害のある方（障害者手帳の有無や年齢は問いません）や、そのご家族、関係者の方々からのご相談をお受けします。

誰が相談にのってくれるの？

むつ市にあります相談支援事業所（知的・身体・精神）の相談支援専門員が、助言や情報提供をいたします。相談員は、3名お待ちしております。

利用方法は？

相談日は、下記のとおりですので、事前に電話いたぐか、直接会場までおいでください。

期　　日	時間・場所	期　　日	時間・場所
9月17日(水)		27.3月18日(水)	
10月15日(水)		4月15日(水)	
11月19日(水)	午後2時30分 ～3時30分	5月20日(水)	午後2時30分 ～3時30分
12月17日(水)	げんきかん	6月17日(水)	げんきかん
27.1月21日(水)		7月15日(水)	
2月18日(水)		8月19日(水)	

毎月第3水曜日

相談は無料です。秘密は守ります。

お問い合わせは、村民生活課 福祉介護グループ TEL 35-3111

虐待ホットラインを知ってますか？

子ども・障害者・高齢者など弱い立場の方々を虐待から守るために、社会全体で取り組んでいきます。

『虐待ではないかな？』と気になることがありましたら、ご連絡ください。(匿名でもかまいません。ご連絡いただいた方のプライバシーは守られます。)

もし、ご自身が『虐待をしているかも・・・。』と思ったら、一人で悩まず、是非、お電話ください。

通告や相談を24時間受付けます。



《障害者に関する相談・通報受付番号》

受付場所	電話番号	備 考
しもきた療育園	22-7280	知的障害に関すること
となみ療護園	33-1100	身体障害に関すること
ハートランドさくら	28-2311	精神障害に関すること

《子ども・高齢者に関する相談・通報受付番号》

受付場所	電話番号	備 考
村 民 生 活 課	080-8204-2880	

支援の手を差し伸べる第一歩

それは『あなたの声』から始まります。

【お問合わせ先】 村民生活課 福祉介護グループ 35-3111

◆犬・猫の供養祭開催◆

公益社団法人青森県獣医師会下北支部では、円通寺のご協力により平成26年度の犬・猫の供養祭を開催します。

一般の方々の参拝も受け付けますので、お気軽にご参加ください。

〈日 時〉 9月25日（木）午前10時より（※小雨決行）

〈場 所〉 円通寺「犬・猫供養塔前」

〈参加費〉 無 料

〈その他〉 事前申し込み不要、当日会場に直接お越しください。

〈問合先〉 公益社団法人 青森県獣医師会下北支部

☎ 0175-23-6858

事業主（給与支払者）の皆様へ

平成26年度から下北管内5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）では、法定要件に該当する事業主の皆様のご理解とご協力の下、個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を実施していただいております。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税・県民税）を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

この制度は、①従業員が自分で金融機関等に出向いて納税する手間が省ける、②納め忘れがなくなる、③納付回数が年12回となっているため1回あたりの納付額の負担が減る、④所得税と異なり、税額計算は市町村が行うため各事業所での計算や年末調整を行う手間がかからない、といったメリットがあります。

まだ、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい仕組みや届出の様式などを各市町村、下北地域県民局県税部のホームページに掲載しています。どうぞご覧ください。

<詳しくは>【お問合わせ先】

むつ市役所 税務課	電話 0175(22)1111
大間町役場 税務保険課	電話 0175(37)2111
東通村役場 税務住民課	電話 0175(27)2111
風間浦村役場 税務国保課	電話 0175(35)2111
佐井村役場 住民福祉課	電話 0175(38)2111
下北地域県民局県税部	電話 0175(22)8581 内線 210、211

大間病院だより

「風邪のはなし」

大間病院 内科医長 塩谷 竜之介

皆さんこんにちは。今回は最も身近な病気の一つ「風邪」についてお話をさせて頂きます。「風邪」とは医学用語で「ウイルス性急性上気道炎」といいます。つまり、ウイルスによる急性の上気道（鼻や喉）の炎症の事を指します。原因ウイルスは様々ですが、一般的にウイルスに感染すると広範囲に炎症が波及します。従って、鼻汁・鼻閉・咳・痰・咽頭痛など多様な症状ができます。炎症が広範囲に広がるため、症状が左右どちらかに片寄る事はありません。特効薬はなく、抗生素は無効です。薬は症状を多少和らげますが、治療期間を短縮しないといわれます。どこの病院で出される薬も大差ありません。

時間経過上、一般的に「炎症」は良くなるか悪くなるかのいずれかです。微かな違和感をもって始まり、徐々に悪化し、Peakに向かえ、徐々に改善します。風邪の場合、発症から日単位で悪化。概ね3~4日でPeakに向かえ、一週間程で良くなります。「いい日や悪い日がある」・「症状がいつも一定」という場合、風邪の可能性は下がります。「発症当日や翌日既に改善傾向」、これも炎症の経過として改善するのが早く風邪ではありません。「症状が5・6日たってもひたら悪化傾向」、「一週間を超えて症状が長引く」、これ等は風邪でない可能性があり注意が必要です。より詳しい検査が必要となります。

また、治りかけていた頃に再度症状が悪化する場合も注意が必要です。「鼻・喉」は「耳・副鼻腔・肺」とつながっています。風邪による粘膜の浮腫みや痰でこれ等との交通部分が塞がると、塞がれた密閉空間を母地に細菌が繁殖します。そうすると、風邪が治りかけていた頃に「中耳炎・副鼻腔炎（蓄膿症）・肺炎」を発症します。病院受診が必要です。

風邪は薬を飲まなくても大部分は自然に良くなります。しかし、上記のような場合は風邪でない可能性が高いため、病院受診の参考として頂けたら幸いです。

年金
だより

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、役場税務国保課、もしくは、むつ年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談はむつ年金事務所（22-2278）までお願いします。

【お問い合わせ先】　むつ年金事務所（電話0175-22-2278）
風間浦村役場国保課　国保グループ（電話35-2111）

社協だより

Vol.253

社会福祉協議会（社協）の 賛助会費について

社協賛助会費の納入については、七月以降お願いしておりますが、会員各位の御厚意はもとより、各納税貯蓄組合様、住民ボランティアの皆様から会費取りまとめにご理解、ご協力を賜り誠に有り難く心より感謝申し上げます。

この会費は、社協が「移送サービス」「たすけあい資金貸付」等の無償サービスや「福祉団体業務」など、地域福祉事業を推進するためには欠かせない収入となつております。住民会費だけで賄えない部分は、風間浦村からの補助金や「赤い羽根共同募金」の実績による助成金などにより運営しております。

会員種別	年額
①特別賛助	三千円
②賛助	一千円
二、二十五年度実績（計694件）	
①特別賛助会費（49件）	
②賛助会費（645件）	
（問い合わせ先・社協事務局）	六四五、〇〇〇円
三五一二二四三（担当・木下）	一四七、〇〇〇円

【社協会費の概要】

会員種別	年額
①特別賛助	三千円
②賛助	一千円

◎会員の皆さん、歌や踊り、発表の練習など本当に疲れ様でした。
皆さんのが手作りし、参加者にお配りしたスタッフも大好評でした。

むつ下北地区母子寡婦 福社会学習・交流会開催

7月25日（金）「げんきかん」において、風間浦村母子寡婦福祉会（会長：小平蓉子）、青森県母子寡婦福祉連合会（会長：前田洋子）共催の学習交流会が開催されました。

当日は、むつ・下北地区的会員を含む関係者70名が一同に会し、当村からは会員12名が参加しました。

主催者挨拶のあと、来賓の飯田村長、中津社会福祉協議会会长から祝辞がありました。

参加者は、管理栄養士の木村滋子先生による「今どきの栄養失調」と題した講演に熱心に耳を傾け、脳疾患や転倒などによる、重度の要介護状態が長期化しないための食生活などを学びました。

また、各地区における事例発表や問題点・要望・質問等について助言者（下北地域県民局ほか）を交えて意見交換を行つたほか、参加会員が披露したアトラクションに大きな拍手を送るなど、有意義な一日を過ごしました。



木村滋子（しげこ）先生による講演



飯田村長祝辞



前田県母連会長あいさつ



風間浦音頭を披露しました



熱演する佐藤うたさん



事例発表する佐賀由紀子さん

健康だより

9月10～16日は『自殺予防週間』です！

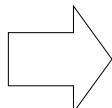
9月10日が「世界自殺予防デー」になっていることにちなみ、毎年9月10日から9月16日までの一週間は「自殺予防週間」となっています。

わが国の自殺者数は減少傾向にあり、平成25年は2年連続で3万人を下回りましたが、20代前後の自殺は増えており、自殺は依然として大きな問題となっています。

自殺予防のためには周囲の人が気づき、声をかけることがまず大事です。自分のまわりに悩んでいたり、いつもと違うと感じた人がいたら声をかけるようにしましょう！

こんな症状ありませんか？

- 原因不明のからだの不調が続く
- 最近眠れない、早朝に目が覚める
- 食欲がない、体重が落ちてきた
- イライラする、落ち込む
- 趣味が楽しめなくなってきた
- お酒の量が増えた
- 相談できる人が少ない・・・



2週間以上続く場合は
うつの場合もあるので

要注意！！

周囲の人ができる自殺予防のための行動

①<気づき>：家族や仲間の変化に気づき、声をかける！

⇒周囲の変化に敏感になり、自分にできる声掛けをしていきましょう

②<傾聴>：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける！

⇒悩みを話してくれたら時間をかけて傾聴しましょう！

③<つなぎ>：早めに専門家に相談するよう促す！

⇒こころの病気や経済的な問題などを抱えている場合は
専門家につなぐ！

④<見守り>：寄り添いながら、じっくりと見守る！

⇒自然な雰囲気で声をかけ、あせらずにゆっくりと見守りましょう！

何か気になること、相談したいことがあれば、遠慮なく村民生活課までご連絡ください！

村民生活課 保健衛生グループ 電話 35-3111



9月9日は「救急の日」です。

9月9日は「救急の日」、その日を含む一週間は「救急医療週間」です。

私達は、いつ、どこで突然のけがや病気に襲われるか分かりません。

そんな時に、家族や職場などどこでもできる手当の事を応急手当と言います。ついさっきまで元気についていたのに、突然心臓や呼吸が止まってしまった……。こんな人の命を救うために、そばに居合わせた人ができる応急手当の事を救命処置といいます。

心肺蘇生法の一部が、平成24年4月から変更となり、以前よりも「簡単」、「覚えやすい」、「やりやすい」ものとなりました。



心停止の予防　早期認識と通報　一次救命処置　二次救命措置と心肺再開後の集中治療

村民の皆さん、風間浦消防分署では普通救命講習会を随時、募集しています。
どうぞ、お気軽に消防分署までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 風間浦消防分署（救急係） ☎ 0175-35-2101

村税等は納期内に納めましょう !!

9月30日は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の第3期納期限です。
忘れずに納めましょう！

【お問い合わせ先】 風間浦村役場 税務国保課 （☎ 35-2111）

戸籍の窓

(7月届出分)

●お悔み申し上げます

蛸嶋 恵子さん (52歳) 蛇浦
伊世誠さん (64歳) 易国間
越膳はなさん (99歳) 易国間
家政政市さん (92歳) 下風呂
八谷 實さん (88歳) 下風呂

私たちの村の人口

(7月末現在)

男	1,070人	(先月比 -4人)
女	1,100人	(△ ±0人)
計	2,170人	(△ -4人)
世帯数	968世帯	(△ ±0世帯)